

発議案第 1 号

鎌ヶ谷市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記議案を提出します。

令和6年3月15日

鎌ヶ谷市議会議員

提出者 勝 又 勝

賛成者 小 易 和 彦

伊 藤 仁

津久井 清 氏

水 町 元 大

松 原 美 子

山 中 優 宏

佐 藤 剛

提案理由

地方自治法の改正に伴い、議員個人による市との請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、議会運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的に、議員の個人による請負の状況の透明性を確保するため、必要な事項を定めようとするものです。

## 鎌ケ谷市条例第 号

### 鎌ケ谷市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、鎌ケ谷市議会議員（以下「議員」という。）が鎌ケ谷市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

#### (報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における鎌ケ谷市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

#### (報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しな

ればならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

発議案第 2 号

訪問介護基本報酬の引下げを行わないように求める意見書

標記のことについて、地方自治法第99条及び会議規則第13条第1項の規定により、意見書を提出します。

令和6年3月15日

鎌ヶ谷市議会議員

提出者 勝 又 勝

賛成者 小 易 和 彦

伊 藤 仁

津久井 清 氏

水 町 元 大

松 原 美 子

山 中 優 宏

佐 藤 剛

提案理由

地域の在宅介護を支えてきた小規模な訪問介護事業所が健全で安定した運営ができるよう、訪問介護基本報酬の引下げを行わないことを求めるものです。

## 訪問介護基本報酬の引下げを行わないように求める意見書

令和6年1月22日、厚生労働省は令和6年度の介護報酬改定単価を公表しました。改定率はプラス1.59%であり、その内訳は、介護職員の処遇改善分がプラス0.98%、その他の改定率がプラス0.61%となっています。しかしながら、訪問介護に関しては、「身体介護」「生活援助」「通院等乗降介助」の全てにおいて基本報酬が減額となっています。その理由として、厚生労働省は、事前に実施した介護事業経営実態調査において、訪問介護事業所の利益率が7.8%と良好だったことを挙げていますが、これは、高齢者向け集合住宅等に併設している大規模な事業所の利益率が高いことによるものです。一方で、地域の中を一軒ずつ訪ねてケアを提供する小規模な訪問介護事業所の多くは厳しい経営を強いられているのが現実です。移動時間のロスがほとんどない施設併設型の事業所と時間をかけて個々のお宅を訪ねてまわる小規模な事業所では利益率が大きく異なり、区別して経営実態を把握する必要があります。

基本報酬の減額は、こうした事業所の経営をさらに悪化させることとなり、事業の継続ができなくなる事業所が続出するおそれがあります。人手不足に加えて、経営難による事業所の閉鎖が相次げば、介護難民となる高齢者が増え、介護離職せざるを得ないご家族も増えることでしょう。

厚生労働省は、ホームヘルパーの賃上げを実施した事業所に対し、最大で24.5%の処遇改善加算を実施するため、基本報酬が減っても加算分を受け取ることができ、事業収入全体には影響がないと説明しています。しかし、事業所の収入全体に対して加算する仕組みであるため、基本報酬引下げで減収になれば加算額も増えないこととなり、賃上げどころか、雇用を維持することすら困難になるおそれがあります。

よって、地域の実情にしっかりと目を向けた上で、訪問介護基本報酬の引下げを行わないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月15日

千葉県鎌ヶ谷市議会

提出先

内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
財務大臣 鈴木 俊一 様  
厚生労働大臣 武見 敬三 様